

清末湖南省長沙における地方教育行政の実態について

——提学使吳慶坻と教育界人士との対抗關係を中心に——

宮原佳昭

【要約】 本稿は、中国教育近代化の特質を明らかにするための一作業として、湖南省長沙を対象に、光緒三十二年（一九〇六）から宣統元年（一九〇九）にかけての地方教育行政の実態を、官・紳間における対抗關係を軸に考察する。提学使吳慶坻は、儒教的倫理に基づく清朝体制維持という目的を忠実に実現するため、湖南の保守派郷紳を教育行政にとりこみつつ、学堂管理を強化した。これに対し、実学教育を重視する立場をとる教育界人士は、自らの結集する湖南教育總會を教育専門家集団とみなし、学務公所の運営を改善すること、官立学堂監督や省視学の人事に湖南教育總會の推薦を加えること、などを湖南諮議局の教育關係議決案に盛り込み、官の教育行政に介入しようとした。しかし官は、湖南教育總會が湖南紳士の民意を代表する機関であるとはみなさず、あくまで学部の規則を遵守することを旨として、学務公所の運営や湖南教育總會の権限拡大に関する案件を棄却したのである。

史林 九一卷四号 二〇〇八年七月

はじめに

本稿は、湖南省長沙における、光緒三十二年（一九〇六）から宣統元年（一九〇九）にかけての地方教育行政の実態を、官・紳間の対抗關係を軸に考察するものである。

光緒新政において、政治改革・産業振興と並んで重要な位置を占めたのが教育改革である。清朝は光緒二十九年一月

（一九〇四年一月）、近代的な学制である「奏定学堂章程」を發布し、全人民への教育を標榜する学堂教育体制を確立した。そして、全国の学堂を管理するための教育行政機構も整備した。すなわち、光緒三十一年（一九〇六）に全国教育行政機関として「学部」を、地方には省教育行政機関として「提学使司」をそれぞれ新設し、省教育行政長官として「提学使」を任命したのである。

清朝は学堂教育を普及させるため、地方有力者である郷紳層の協力を前提としていたことは周知のとおりである。学堂教育に積極的であった革新的郷紳や日本留学生らは、清朝に呼応して学堂を設立するほか、独自に教育行政機構を設置するなど、教育行政に参与していった。本稿では、高田幸男氏の近年の所論を参照し、革新的郷紳・日本留学生・国内学堂卒業者など、学堂教育体制によって新たに形成された「教育界」（史料上では「学界」）を主体的に担う新しい知識人を、「教育界人士」と総称する。^②

清末の教育近代化過程の特質を明らかにするうえで、先行研究では官・紳・民衆の關係が重視されてきた。阿部洋氏は官と紳とを一体のものとみなし、官・紳の教育行政やその「腐敗」に対する民衆の反発、という図式を描き出した。^③これに対し、高田幸男氏や朱鵬氏は官と紳を分離し、江蘇省の郷紳層（高田氏は「地域エリート」と呼称）に焦点を当てる。そして、官とは独立した彼らの教育活動やネットワークの形成を論じ、阿部氏の描く「腐敗」した郷紳像とは異なる、教育近代化に尽力する郷紳像を描き出した。^④また、藤谷浩悦氏は官・紳・民衆それぞれに固有の論理があり、教育改革もそれらの論理と官僚との協調・対抗という観点から重層的に考える必要があることを指摘し、科挙廃止後の社会的統合と拡散の面から清末民初の湖南省における教育改革の推移を概述した。^⑤これらの研究成果をうけ、筆者が問題とするのは清末の地方教育行政における官・紳間の關係、すなわち省教育行政長官である提学使と教育界人士との關係である。

光緒新政全般において、当初は官・紳間の關係は協調的であったが、保路問題などを契機とする立憲運動の高まりとともに両者の矛盾が拡大していったことは、多くの研究によって明らかとなっている。教育の分野においても、とくに宣統

年間における清朝と全国教育界人士との対抗関係が、先行研究によって解明されている。^⑤ それでは、宣統年間に全国教育界が活性化するうえで、教育分野固有の要因は果たして何か。これを明らかにするために、提学使と教育界人士の関係を軸に地方教育行政の実態を解明する必要があるが、両者の関係に重点をおいた研究は管見の限り見あたらない。

以上の問題関心により、筆者が考察の中心に据えるのは、光緒三十三年以降の地方教育行政における提学使と教育界人士との関係、とくに両者の対抗関係である。筆者は前稿で、先述の高田氏や朱氏と同様の観点から、湖南省長沙の民立学堂およびその教職員に焦点を当て、彼らを中心に教育界が形成されていったことを明らかにした。^⑥ 本稿では、事例研究としてひきつづき湖南省長沙を対象とし、官・紳間の対抗関係を軸に地方教育行政の実態を解明しようとするものである。すなわち、湖南省において提学使は果たしてどのような教育行政を実施したのか、またそれに対して教育界人士はどのような問題意識を持ち、どのように解決を図ろうとしたのか、を明らかにしたい。

なお、筆者が湖南省長沙を考察の対象とする理由、すなわち清末民初における湖南の位置づけをここで明確にしておく必要がある。教育の面についていえば、近年研究の進展が著しい江蘇・浙江など沿岸部の先進性に比べ、経済的にやや遅れた長江中流域に属する湖南はとりわけ先進的とは言いがたい。では湖南の特色は何かというと、地方自治および教育に対する地方紳士の関心の強さにある。湖南は曾國藩以来、紳権の伸張が著しく、清末および民国期における湖南紳士の地方自治に対する強い関心、そして保守・革新両派の角逐の激しさはつとに知られている。まさに筆者は、先述の藤谷氏が指摘する「湖南省という一地域の問題が、当時の中国の地域社会が直面した課題を集約的にあらわしているかもしれない」という観点に同意するものであり、近代中国における教育近代化過程の特質を明らかにするうえで、湖南教育界人士のあり方は極めて重要な事例であると考えている。

本稿は次のような構成をとる。第一章では、湖南における官の教育行政の実態を明らかにするため、湖南提学使の呉慶坻による教育行政を中心に考察する。第二章では、官の教育行政に対する教育界人士の問題意識や、どのような解決策が

提示されたかを明らかにするため、宣統元年（一九〇九）に開催された湖南諮議局の教育関係議決案を中心に考察する。また、その議決案が官にどのように受け止められたかもあわせて検討したい。

- ① 本稿は清末湖南省研究と近代中国教育史研究の蓄積のうえに成り立っている。「革新的郷紳」「保守的郷紳」の位置づけについては、曾田三郎氏による清末湖南省研究の所論にしたがう。すなわち、「郷紳」とは科挙合格者・科挙受験有資格者・退職官僚等からなる地方有力者という意味で使用する。そして郷紳のうち、光緒新政期の教育改革・政治改革に積極的に関わった者を「革新的郷紳」、消極的もしくは否定的であった者を「保守的郷紳」と位置づける。曾田三郎「辛亥革命前の諸改革と湖南」（横山英編『中国の近代化と地方政治』、勁草書房、一九八五年、所収）。
- ② 本来、「教育界人士」とは、「教育界に所属する人々」を広く示す中立的なもので、教育界のなかの特定の勢力を指すものではない。本稿では、高田幸男氏による近年の所論、すなわち伝統的知識人（高田氏のいう「地域エリート」）が近代教育に関する知識を受容することで「教育界人士」へと改造される、という理解（高田幸男「江蘇教育会と清末民初の政治構造」『明大アジア史論集』第一〇号、二〇〇五年）を参考に、「教育界人士」を限定的な用語として設定する。これは、筆者が教育界について、「狭義の教育界」と「広義の教育界」を想定していることに由来する。前者は、本稿で言及する「教育界人士」が該当する。後者は、学堂教育に関わる者すべてを指し、狭義の教育界すなわち教育界人士のほか、清朝の教育行政人員、保守的郷紳や保守的教職員層、さらには学生なども含まれる。つまり、本稿における「教育界人士」は、広義の教育界すべてを代表する勢力ではないことを明記しておく。
- ③ 阿部洋「中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程——」（福村出版、一九九三年、序章（初出一九六二年）・第一章（初出一九六六年）・第二章（初出一九六五年）・第四章（初出一九六二年および一九七五年）。
- ④ 高田幸男「清末地域社会と近代教育の導入——無錫における「教育界」の形成——」（神田信夫先生古稀記念論集編纂委員会編「神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア」、山川出版社、一九九二年、所収）、朱鵬「清末・民初中国における地方学堂の成立過程について——江蘇省川沙県の場合を中心として——」（『日本の教育史学』第三七集、一九九四年、および高田幸男「江蘇教育総会の誕生——教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート——」（『駿台史学』第一〇三号、一九九八年、同）二〇世紀初頭、中国長江下流域における教育会ネットワークの研究——江蘇学務総会によるネットワーク構築の初步的考察——」（『明治大学人文科学研究所紀要』第五〇冊、二〇〇二年）。
- ⑤ 藤谷浩悦「清末民初の教育改革と湖南省——「教」と「治」の乖離をめぐって——」（野口鐵郎編『中国史における教と国家』、雄山閣出版、一九九四年、所収）。
- ⑥ 小林宏己氏は、江蘇を中心とする各省教育会に焦点を当て、宣統年間における各省教育總會連合会や中央教育会の開催など、立憲派を中心とする全国教育界が活性化していったことを明らかにする。小林宏己「清末政治と教育会」『史海』第三三・二四合併号、一九七七年。また、教育に対する官と教育界人士の思惑のずれをもっとも象徴する事例として、「学堂奨励」をめぐる問題があげられる。早川敦「清末の学堂奨励について——近代学制導入期における科挙と学堂のあいだ

第一章 官による湖南教育行政の実態

第一節 光緒新政当初の教育行政

まず、光緒新政当初における湖南の教育行政を、先行研究に依拠しながら述べる。^①

光緒二十七年（一九〇二）八月、全国の書院を学堂に改設せよとの上諭が下ると、湖南巡撫俞廉三は二方面の政策を実施した。ひとつは、改革を推進する方向といえる、官費留学生の派遣である。官費留学生は帰国後、その多くが「学務」すなわち教育行政に参与した。彼らの活動を支持した革新的郷紳の中心人物が譚延闓である。彼は日本留学生の胡元倬が設立した明德学堂の支援を皮切りに、湖南の学務に積極的に参与し、立憲派としての基盤を築いていった。一方、俞廉三の政策のもうひとつは、いわば改革に逆流するものであった。それは主要な書院の保存である。湖南の保守的郷紳は、学者として著名な王先謙や葉德輝らを中心とする。彼らは俞廉三と謀り、嶽麓書院などの著名な書院をあくまで保存しようとした。保守的郷紳の存在は、学堂普及にとって大きな阻害要因だったのである。

この状況を打破したのが、俞廉三に代わり湖南巡撫となった趙爾巽である。彼は学堂を普及させるため、光緒二十九年（一九〇三）一〇月、嶽麓書院を高等学堂に、城南書院を師範学堂に、求忠書院を忠裔中学堂に改設する措置をとった。こうして、湖南省城の主要な書院はみな官立学堂となつて奏定学堂章程の体系内に組み込まれ、書院を拠点とする保守派勢力はその影響力を大きく減じたのである。

趙爾巽以後、湖南巡撫は短期間に陸元鼎・端方・龐鴻書と入れ替わるが、彼ら四人の巡撫のもとで湖南教育行政を推進

表1 湖南全省における学堂数の増加

学堂	光緒28年 (1902)	光緒29年 (1903)	光緒30年 (1904)	光緒31年 (1905)	光緒32年 (1906)	光緒33年 (1907)
中学堂	4	15	19	26	31	39
高等小学堂	11	38	51	71	98	128
兩等小学堂	3	8	13	29	64	94
初等小学堂	5	12	36	109	250	419

出典：学部総務司編『第一次教育統計図表』（文海出版社、近代中国史料叢刊三編第10輯）より作成。

したが、湖南学務処総辦の張鶴齡である^②。学堂教育体制の草創期にあつて、省教育行政長官たる彼に求められたものは、学堂を数多く普及させることであつた。彼の教育行政の特徴を端的にいえば、胡元倓ら教育界人士の民立学堂を保護し、また革命派までも擁護したことである^③。これは、当然のことながら保守的郷紳の反発を招いた。保守的郷紳は伝統的社会秩序を維持すべく、巡撫に働きかけて民立学堂の閉鎖や旧学の保存を訴えたが、科擧の廃止による学堂教育体制の一本化という清朝の方針は変わることがなかった。張鶴齡の教育行政により学堂数は徐々に増加した【表一】参照^④が、その一方で、彼の教育行政は湖南の地域社会に大きな問題を残したといえる。それは、学生の間で革命言説が流布し、地域社会の伝統的秩序が乱れたことであつた^④。

以上、光緒新政当初の湖南教育行政における官・紳間の関係をまとめると、官と教育界人士の協調、それに対する保守的郷紳の反発、という図式であらわすことができよう。

第二節 湖南提学使吳慶坻の教育行政

光緒三十一年（一九〇五）の科擧廃止によつて、教育体系が学堂教育に一本化されたのち、全国の教育行政を主管する機関として、清朝は光緒三十一年（一九〇六）に学部を設置した。また、地方教育行政機関として各省に提学使司を設置し、あわせて省教育行政長官たる提学使を任命した。こうして、湖南提学使に任命されたのが吳慶坻である。

先行研究では、湖南における各種学堂の普及状況を詳述した研究は多数にのぼる^⑤。しかし、提学使吳慶坻を中心に、彼の教育行政の全体像を描いたものは管見の限り見あたらない。

い。よって本節では、清末における地方教育行政の実態を明らかにするため、湖南提学使吳慶坻（在任期間は光緒三十三年冬から宣統二年春まで）の教育行政の全体像を再構成する。

吳慶坻、字子修（子脩とも）、浙江省錢塘県の人である。道光二十七年（一八四七）生まれ、光緒二十二年（一八八六）進士となる。以後、四川学政、湖南学政兼布政使、政務処総辨を経て、光緒三十三年（一九〇六）湖南提学使の任に就く。^⑥

それでは、省教育行政長官としての吳慶坻は果たしてどのような人物と考えるのがよいか。そもそも学部は提学使の人選の際、「心術純正にして時務に通達した、学務処総辨など学務経験が豊富な者」を基準にした。^⑦先述のとおり、吳慶坻は「学政」すなわち地方における科挙の試験監督の任を二度務めており、たとえば四川学政のときには、生員ひとりひとりの容貌と名前を管理して不正を予防するなど、その職務に熱心であったという。^⑧また、湖南提学使に任命された後、留学籍がなかった彼は他の提学使とともに三ヶ月あまり日本の教育行政を視察することになったが、呂順長氏の研究によると、この日本視察中、吳慶坻は教育への関心の高さを示しているという。以上から、彼は教育に無関心ではなく、また学堂教育に反対する頑固な保守派でもないといえる。

ただ、吳慶坻の個性として看過できないのは、保守的郷紳王先謙との繋がりである。彼が進士に及第した際の座主（首席試験官）が王先謙であったことから、彼は王先謙を師として常に敬愛していたという。吳慶坻がその個性として保守的傾向を有していたことは、彼の教育行政の実態を分析する上で重要であると指摘しておきたい。^⑨

吳慶坻は光緒三十三年（一九〇六）冬、湖南に赴任した。ここで、提学使の職務および権限を確認しておこう。提学使は総督・巡撫の管轄下に属し、一省の教育行政を主管する。また、教育行政全般に関しては、総督・巡撫を通じて随時学部（学務公所（後述））の議紳および課長以下の職員に委任権などを有する。^⑩すなわち、清朝が提学使に課した任務とは、儒教的倫理を中核に据えた清朝体制維持を目的とする地方教育行政を、学部の教育法令に基づいて統一的に実施することであ

つたといえる。

それでは、吳慶坻が湖南でどのような教育行政を実施したか。吳慶坻の手になる教育行政記録である『湖南学務進行紀略』^⑬などの史料を用いて具体的に見ていこう。

一、学務公所の職員人選

吳慶坻の教育行政の実態を理解するうえで重要なのが、学務公所の職員人選である。

学務公所とは、提学使司の下におかれた実務担当部門である。総務・普通・専門・実業・図書・会計の六課に分かれ、各課には課長・副課長が各一人、課員は事務の繁閑をみて三人まで置くことができる。また、学務公所には議長が一人、議紳が四人設けられ、提学使を補佐して教育行政に参画し、督撫の諮問に備えることとされた。これら学務公所の職員は、議長については各省督撫の推薦を受けたうえで学部が任用し、議紳および各課の課長・副課長・課員については提学使が任用する。各職員の資格に関しては、議長・議紳はともに学務に通じた者を選ぶこと、各課の課長・副課長・課員は、中学堂以上を卒業し、あるいはかつて師範学科を修得し、ならびにかつて学堂の管理員もしくは教員として功績を積んだ者を任用すること、とされた。

これら職員の人選に関して注意すべきことは、官は当地の紳士を任用できたことである。それでは、吳慶坻はどのような人物を職員に任命したか。以下、職員のうち、提学使を補佐して教育行政に参画するという職務を有する議長および議紳を中心に考察したい。

吳慶坻が議紳に任命した人物は、趙啓霖・譚延闓・馮錫仁・曾熙である^⑭。彼らの傾向を見てみると、譚延闓・曾熙は光緒新政当初より学務に積極的に参与し、後述のとおり湖南教育總會の中核となった革新的郷紳である。一方、趙啓霖は当時解かれていた御史の任に復帰したばかりで、のちに吳慶坻は彼に惚れ込んで湖南高等学堂の監督に任命した^⑮。また、馮

表2 吳慶坻の官立学堂視察（光緒32年冬）

学堂名	教育課程	設備	経費	管理・規則	学風
高等学堂	預科のみ。高等の名義にあわない。			監督が頻繁に交替、緩みきっている。	「鶯鏡」の気風が深く染み渡る。
高等実業学堂	預科のみ。実業の課程と関係ない。	平凡。	乏しい。		
法政学堂神校	速成による。	専用校舎なし。	乏しい。		
中等農業学堂	速成蚕科のみ。普通科目は完備していない。	平凡。	乏しい。		
中等工業学堂	学級の変動多く、課程の高下そろわない。			管理に熱心。	
求忠中学堂			やや乏しい。	管理が緩みきっている。	あまり慎重でない。
模範初等小学堂（蒙養院を附設）	大きな誤りない。		学生数に対して浪費多い。	大きな誤りない。	

注：網掛けは要改善事項を示す。

出典：『湖南学務進行紀略』より作成。

錫仁は当時学生たちから、王先謙らと同じ「頑固党」に分類されていたほか、王先謙が簡易小学堂を設立する際（後述）にはその計画に参与している^⑩。つまり、趙啓霖と馮錫仁は、保守的傾向を持つ吳慶坻に近い郷紳であったといつてよい。そして、議長に任命されたのが、湖南郷紳の中心人物にして保守派の巨頭、王先謙であった。儒学の研究に優れた彼は、湖広総督張之洞および湖南巡撫岑春煇の推薦を経て、「学術は純正で、博く古今に通じる」ことよって議長に選出されたのである^⑪。先述のとおり彼は吳慶坻の師であり、この人選は吳慶坻の望むところであったと思われる。

従来の研究では、王先謙は教育改革に関心が薄く、湖南の学務は譚延闓ら革新的郷紳が主導したといわれる^⑫。たしかに王先謙の自訂年譜によると、彼は教育行政への参画には非常に消極的で、議長の職も辞そうとして果たせなかったという。そこで、彼は学務公所議長としての夫馬銀（手当）をすべて寄付して簡易小学堂を設立させた。その後、宣統二年（一九〇）末まで毎年、夫馬銀を学務公所に寄付しつづけたのである。ここから、従来の研究では革新的郷紳による学務主導が指摘されるのだが、これに対して筆者が注目したいのは、

表3 官立学堂の「改善」（宣統2年春時点）

学堂名	分野	実施内容
高等学堂	管理・規則・学風	学規を整理。「敗羣者」を追放し学生の奮起をうながす。
	課程	光緒33年(1907)冬、正科設置。中学卒業者60人を選抜。宣統元年(1909)夏、預科廃止。正科生140人を選抜。
高等実業学堂	課程	高等教員を招聘し、預科の学習レベルを向上させる。光緒34年(1908)夏、本科（鉱業科・鉄路建築科）設置。
	設備	本科開設時、特別費14,000両を發給し、校舎修理および機械の追加購入。
	経費	宣統元年(1909)より、經常費を17,940両増加。
	今後の計画	宣統2年(1910)時点、実業工場を建築中。また工業教員講習所を附設し、応用化学科・金工木工科教員を養成。
法政学堂紳校	課程	光緒33年(1907)冬、法政別科・講習科（各科2班ずつ）設置。法学専科教員を招聘して授業。
	経費	經常費を4,800両から12,000両に増額。
	設備	巡撫に建築費を申請し、法政学堂校舎を建築（宣統2年上学期に完成）。
中等農業学堂	課程	光緒33年(1907)夏、定員を増加し蚕科永久班を増設。光緒34年(1908)夏、速成科廃止。また試験場を整理、専科教員を招聘して農科増設。宣統元年(1909)下学期、林科増設。
	設備	特別経費を申請し、教室増築および機械購入。
	経費	經常費を7,500両から13,000両に増額。
	今後の計画	農業教員教習所を附設。
中等工業学堂	課程	光緒33年(1907)、預科生募集。光緒34年(1908)冬、芸徒学堂停止。宣統元年(1909)、本科組織。
	設備	特別費5,000両および經常費3千数百両を用い、実習工場建造および機械の追加購入。
	経費	毎年徐々に増加させ、宣統2年(1910)には15,000両に。
求忠中学堂	管理・規則・学風	「敗羣各生」を追放。学務に明達な士紳を監督に任命。銀1,500両を奨学金として毎年支給。学生は学業を修め、「進歩が頗る著しい」。
	今後の計画	学界士紳の要望を受け、在校生の卒業後、原有の校舎・経費で中等商業学堂に改設。
模範初等小学堂 (蒙養院を附設)	管理・規則	学務に明達な士紳を選んで堂長に任命。学生定数を増加。在校生は初等小学・蒙養院あわせて3百数十名に増加。
	経費	毎年経費を削減。
	今後の計画	原有の校舎・経費で、官立女子師範学堂に改設。

注：宣統2年（1910）時点における省城官立学堂は表のほか、優級師範学堂・医学堂・景賢法政学堂・成徳法政学堂・達材存古学堂・中路師範学堂がある。うち、吳慶坻の報告にあるのは表のほか優級師範学堂のみ。

出典：『湖南学務進行紀略』より作成。

宣統二年末まで毎年、王先謙に学務公所議長としての夫馬銀が支給され続けていたという事実である。これは、たとえば名目上のみであれ、保守派の彼が宣統二年末まで議長職に留まっていたことを意味する。吳慶坻は学務に關することを何くれとなく王先謙に相談した^②ということからも、筆者はここに、湖南の教育行政における保守的郷紳の影響力の存在を指摘しておきたい。

二、省城学堂の管理強化

次に、吳慶坻による地方教育行政の実態を、省城の学堂管理という側面から考察する。

吳慶坻は、湖南到着後にまず省城の官立学堂を視察した。この視察で彼が見いだしたのは、官立学堂の「管理不全」である。【表二】を見れば明らかなおりと、彼は各学堂を教育課程・経費・管理・学風の面で分析し、問題点を指摘した。これらの問題は、学生たちの革命言説や、教育経費の不足^②によるものと考えられる。吳慶坻は学務公所の職員人選後、省城の各学堂の管理強化に乗り出したのである。

まずは官立学堂である。彼は自ら指摘した問題点に対して、【表三】に見られるような対策を講じた。これらのうちいくつかは、『学部官報』によって政策決定過程を確認できる。それによると、高等学堂の正科新設^②や高等実業学堂の本科新設^②などは、まず吳慶坻が湖南の実情に依じて立案し、教育課程や授業時間数、教科書、入学させる学生数や教職員などの詳細を、督撫を通じて学部^②に報告する。そして学部がそれらに対する修正点を提学使に指摘する、という過程を経ていくことがわかる。つまり【表三】の立て直しは、吳慶坻が主体的に計画立案し、学生数などの微調整は学部の指摘に従ったと考えられよう。

そして官立学堂のほか、光緒三十三年（一九〇七）以降、省城の民立学堂に対しても管理を強化した。彼は視学員を派遣して民立学堂を視察させ、その報告を帳簿にまとめて学部^②に提出した。また、これとは別に、省城・長沙府・長沙県・善

化県の各官立学堂の帳簿や、官費による経費補助を受けている一〇か所の省城民立学堂に関する帳簿を作成し、再び学部
に提出したのである。これら学堂管理における提学使と学部の間関係も興味深い。というのは、呉慶坻は各学堂の帳簿の内
容について「章程違反の部分はない」との判断を下していたが、学部はその帳簿を精査したうえで、官立・民立各学堂に
対し、授業科目や授業時間数、教職員の名目や人数についてこと細かに改善を指示しているのである。つまり、湖南の各
学堂は提学使呉慶坻による管理のほか、さらに学部による審査を経て、より一層清朝の意向通りに統制される仕組みにな
っていたのである。

以上のような呉慶坻の学堂統制により、湖南における学堂の「風潮」（騒動）は止んだといわれる。たしかに呉慶坻が
実施した教育行政は、弛緩した官立学堂の「再興」であり、学堂教育の「発展」と呼ぶべきものであったといえよう。

第三節 優級師範学堂設立に対する教育界人士の反応

前節では、提学使呉慶坻による地方教育行政の実態を考察した。それでは、湖南の教育界人士は呉慶坻の教育行政をど
のように評価したのであるか。それを知るための手がかりが、呉慶坻による官立優級師範学堂の設立過程で起こった事
件である。藤谷氏は官による学生統制の事例としてすでに同学堂を考察しており、筆者もその見解に同意するものである。
そのうえで本節では、教育界人士が官の教育行政をどのように評価していたかを明らかにするための事例として、藤谷氏
が考察の対象としていなかった事件、すなわち優級師範学堂の設立過程で発生した事件の経過を追うことにしたい。

呉慶坻が湖南赴任後に直面した問題のひとつに、中学堂の多さがあった。これは藤谷氏が指摘するところ、教育界人士
が中学堂の設立に大きな利害を見いだしていたためとみられるが、この中学堂の多さが原因で新たな問題が生まれていた。
ひとつは中学堂卒業者の進学先不足であり、もうひとつは中学堂教職員の不足である。このため呉慶坻は前者に対しては、
中学堂卒業者の受け皿として高等学堂正科を開学させた。そして後者に対しては、優級師範学堂を新設して、優級師範選

科班をおくことにしたのである。呉慶坻の申請は学部から若干の修正点を指摘されつつも受理された。こうして、光緒三四年（一九〇八）九月に優級師範学堂が開学するのである。^③

しかし、優級師範学堂の開学に先立って問題が発生した。それは、三路師範学堂が優級師範選科を運営したい、というものであった。^④三路師範学堂とは、巡撫趙爾巽のときに設立された中路師範学堂・南路師範学堂・西路師範学堂の総称で、いずれも官立学堂である。^⑤呉慶坻の認識では、これら三路師範学堂は初等教員養成機関として運営されているはずであり、彼は優級師範学堂を設立するという案件をすでに「三路師範学堂に通過して処理済み」であった。ところが、光緒三三年（一九〇七）秋、中路師範学堂の監督から受けとった咨文によると、「本堂の甲班学生は以前より文科・理科に分けて授業している。光緒三三年の夏休みまでに、在校すること五学期である。いま、この五学期の授業を優級の預科一年とみなして、本年下学期より優級選科に昇級させ、二年で卒業させたい」とのことであった。さらに、三路師範学堂から送付されてきた帳簿を見ると、みなすでに優級師範選科に改められてしまっていたというのである。

呉慶坻はこのような事態に至った背景について、「三路師範の監督は他の監督と異なる権限を有している」こと、つまり「これまで歴代の湖南巡撫が任命して校務を管理させており、およそ教科の選定、教員の招聘、学級の昇降や学費の多寡は、みな監督が運営し、その権限は他校とは同様ではない」ことをあげる。そして彼は、「三路師範学堂の監督は、みな本境士紳で地位も徳望も高い者を選んで派遣し、ひとしく各校の全権を握っている。互いに争って昇級を願うのは、ともに引き立て導き奨励しようとする心によるものである」と監督たちの要請を好意的に解釈したうえで、三路師範学堂が初級・優級の両方を運営すべきかどうか今後検討が必要である、として学部に現状を報告した。これに対して学部は、「いま三路師範学堂が争って優級選科に改めようとするのは、すでに学部の章程と合わないだけでなく、おそらくは各所がお互いに真似をしあって、いたずらに等級や奨励を争うものであり、有名無実たること、学堂設立の宗旨からはずれることおびただしい」として、三路師範学堂の要請を却下したのである。

以上、優級師範学堂設立に際しての、提学使呉慶坻・三路師範学堂監督・学部の様子と取りを追った。この事件は一読する限り、呉慶坻および学部と官立学堂監督との不和であり、官と教育界人士との関係を考察する事例としては不適切であるように思われる。しかし、筆者はこの事件に重要な意味を見いだす。というのは、三路師範学堂のうち、率先して優級師範選科を設置しようとした中路師範学堂の監督とは、譚延闓と並ぶ革新的郷紳である劉人熙^{②③}を指し、南路師範学堂の監督は同じく革新的郷紳の曾熙^{②④}を指すからである。中路師範学堂に焦点を当てると、光緒三十一年（一九〇五）に監督に任命されたのが譚延闓であり、その後任である劉人熙は、光緒三十三年（一九〇六）末より光緒三十四年（一九〇八）末まで監督の座についていた。譚延闓は日本の学制を参考にして教育課程を改善し、劉人熙もその成果を受け継いだという^{②⑤}。たしかに、中路師範学堂の文科・理科という課程は「初級師範学堂章程」に規定されていない独自のものであり、ここから湖南の官立学堂は、革新的郷紳が監督に任命されることで実質的に教育課程や運営方針を左右できたことがうかがえる。よって、この事件は官と教育界人士との対抗関係を示すものと読みかえることができるのである。

この一連の事件の動機について、学部は「等級や奨励を争うもの」、教育と関係のない利権争いだと認識した。それでは、中路師範学堂監督の劉人熙たち教育界人士は、なぜあいついで優級師範選科を設置しようとしたのか。その理由については次章で考察するが、ここでは光緒末年における官と教育界人士との関係が対抗的であること、つまり教育界人士が官の教育行政に問題意識を有していたと見られることを指摘しておきたい。

こうして光緒末年以降、譚延闓を中心とする湖南教育界人士は官の教育行政に異議を唱えるようになる。そのための公的機関が湖南教育総会であり、湖南諮議局であった。それでは、教育界人士は提学使呉慶坻の教育行政をどのように評価し、どのような点を問題とし、さらにはどのようなような解決策を提示したか、次章で検討する。

① 以下、はじめに注①曾田論文、およびはじめに注⑦拙稿による。

② 湖南学務処は光緒二十八年（一九〇二）五月、湖南巡撫龔廛三によつ

て設置された。湖南省志編纂委員会編『湖南近百年大事紀述』（湖南人民出版社、一九五九年）、一七七一―一七八頁。なお、張鶴齡の経歴

は、はじめに注⑤藤谷論文の注一五に詳しい。

- ③ 著名な例は、当時明德学堂の教員であった革命家の黄興を保護したことである。原美恵子「禹之謨と湖南学生運動」『北大史学』第二二号、一九八六年、を参照。

- ④ この時期もっとも甚だしい事件が、革命家の禹之謨による陳天華公葬事件である。本章注③原論文。

- ⑤ 主要なものとして、張朋園「中国現代化的区域研究 湖南省、一八六〇—一九一六」(中央研究院近代史研究所、一九八三年)、第三章第三節、を挙げる。また、最近のものとして、湖南教育史編委会編『湖南教育史』第二卷(岳麓書社、二〇〇二年)、第三章、がある。

- ⑥ 「碑伝集補」巻二〇、姚詒慶「清故湖南提学使吳府君墓誌銘」。

- ⑦ 「奏定各省学務官制辦事権限並勸学所章程摺」(多賀秋五郎「近代中国教育史資料 清末編」、日本学術振興会、一九七二年、四二—四三頁。以下、本書のことを「清末編」と表記する)。

- ⑧ 同本章注⑥。

- ⑨ 提学使一行の日本視察に関しては、汪婉「清末における各省提学使の日本教育視察」『中国研究月報』第五二巻第一号、一九九七年。

- ⑩ 日本視察時の吳慶坻に関しては、呂順長「吳慶坻及びその『日本東京各学校參觀筆記』」(藤善真澄編著「中国華東・華南地区と日本の文化交流」、関西大学出版部、二〇〇一年、所収)、および同「湖南提学使吳慶坻の見た明治日本」『殖生野』第四号、二〇〇五年。

- ⑪ 王先謙との関係については、同本章注⑥。ちなみに、吳慶坻は辛亥革命後は清朝の遺民として過(こ)し、民国二年(一九一三年)に死去する。吳慶坻撰『蕉廊勝録』(中華書局、一九九〇年)、序文。

- ⑫ 「奏定各省学務官制辦事権限並勸学所章程摺」(前掲)、および「奏明統訂提学使辦事権限章程摺」(「清末編」、四二九—四三〇頁)。

- ⑬ 吳慶坻撰「湖南学務進行紀略」(宣統三年鉛印本、上海圖書館所蔵)。

官立学堂である高等学堂・高等実業学堂・優級師範学堂・法政学堂神校・中等農業学堂・中等工業学堂・求忠中学堂・模範初等小学附原蒙養院を視察したうえで、どのような問題があり、どのような改革を実現したかが記録されている。

- ⑭ 以下、学務公所の規定については、同本章注⑩。

- ⑮ 「湖南提学使呈送学務公所辦事員紳銜名清摺文」(「湖南学務公所員紳銜名履歷清冊」『学部官報』第二五期および第四三期)。

- ⑯ 趙啓霖の経歴は、湖南省地方志編纂委員会編『湖南省志』第三〇巻、人物志上冊(湖南出版社、一九九二年)、五六六—五六七頁。および、『蕉廊勝録』(前掲)、二五四「趙啓霖贈詩」。

- ⑰ 馮錫仁の経歴は、『湖南省志』第三〇巻、人物志上冊(前掲)、五二七—五二八頁。および「湖南頑錫堂之批評表」『警鐘日報』一九〇五年正月一日、王先謙「虚受堂書札」巻二、「与吳自修学使」。

- ⑱ 「選派各省学務議長摺」『学部官報』第二四期。

- ⑲ はじめに注①曾田論文。

- ⑳ 王先謙撰「葵園自訂年譜」、光緒三十三年、光緒三十四年、宣統元年、宣統二年の条。

- ㉑ 同本章注⑥。

- ㉒ 官立学堂経費はその大部分を湖南銅元局の余利に依存していたが、光緒三二年(一九〇六)同局が廃止された。「湖南財政説明書」巻一六、教育、省城各官立学堂経費。

- ㉓ 「咨湘撫高等正科准先辦一類預科及各中学畢業生応一律考驗昇学文」『学部官報』第三九期。

- ㉔ 「咨覆湖南巡撫札行湖南学司核准高等実業学堂開辦高中兩等路鉦本科並限制預科学生不得改入他項学堂文」『学部官報』第一〇一期。

- ㉕ 「咨湘撫湘省三路師範暨各属官立立学堂均應遵章分別辦理文」『学部官報』第四五期。

- ⑳ 「沅湘撫湘省官立民立各學堂勸導遵照定章整理文」『学部官報』第四六期。
- ㉑ 子虚子「湘事記」（同明等編『湖南反正追記』、湖南人民出版社、一九八一年、所収）、卷一起義篇および卷二内政篇。
- ㉒ 優級師範學堂とは、中學堂および初級師範學堂の教職員を養成するための高等教育機関であり、中學堂卒業者もしくはそれと同等の学力を有する者を入学させることと規定された。優級師範學堂の概要については、経志江「近代中国における中等教員養成史研究」（学文社、二〇〇五年）、第一章および第二章を参照。
- ㉓ はじめに注⑤藤谷論文。
- ㉔ 学務総務司編『第一次教育統計図表』（文海出版社、近代中国史料叢刊三編第一〇輯）によると、光緒三十三年（一九〇七）における中學堂は全国で三九八所あり、上位より四川（五二所）・湖南（三九所）となっている。
- ㉕ 優級師範選科は、学部の「優級師範選科簡章」（光緒三十二年六月）に規定されている。完全科と選科では、入学資格・修学年限・教育課程のほか、卒業後の資格や服務義務年限などの面で相違がある。詳細は本章注㉒経志江書を参照。
- ㉖ 「筭湖南提学使優級師範選科照准立案文」『学部官報』第二五期。
- ㉗ 「湖南巡撫岑春煊奏設立優級師範學堂辦理情形摺」『政治官報』四三四、光緒三十四年二月一七日。
- ㉘ 以下、とくに断りがない場合、引用はすべて「沅湘撫湘省三路師範暨各属官立民立學堂均應遵章分別辦理文」（前掲）による。
- ㉙ 趙爾巽は湖南を中路・西路・南路の三区に分け、長沙に中路師範學堂を、常德に西路師範學堂を、衡陽に南路師範學堂を設立し、各路の子弟を入学させた。湖南第一師範校史編写組編『湖南第一師範校史』（上海教育出版社、一九八三年）、五頁。
- ㉚ 劉人熙の経歴は、賈維『譚嗣同与晚清士人交往研究』（湖南人民出版社、二〇〇四年）、第一章第二節および第七章に詳しい。
- ㉛ 會熙は南路師範學堂の開学以来、六年半にわたって監督を勤めたという。『湖南教育史』第二卷（前掲）、二〇九―二二二頁。なお、西路師範學堂の監督は、開学から民国前までに馮錫仁・彭施濂・吳友炎が就任したという（劉定儀「湖南西路學堂実録」、中国人民政治協力商會湖南省委員会文史資料研究委員会編『湖南文史資料選輯』第二〇輯、湖南人民出版社、一九八六年）。このときの監督が保守派の馮錫仁か、それとも他の人物かは明らかではない。
- ㉜ 「湖南第一師範校史」（前掲）、四一六頁および二四八頁。

第二章 湖南諮議局における地方教育行政再編の試み

第一節 湖南教育總會と湖南諮議局

最初に、清末の教育会について、先行研究に依拠して略述する。

清朝による光緒新政の開始より、江蘇・浙江・安徽を中心に、地方紳士は「学会」と称する団体を組織した。とくに江蘇の学会は学堂設立や教育研究のみならず、独自に教育行政機構を築き、教育行政人員の人選や教育経費の管理など官の教育行政にまで参与するようになった^①。これに対し、学部は光緒三二年（一九〇六）六月に「教育会章程」を發布し、学会を公的な教育団体として認可するとともに、その活動を統制しようとしたのである。すなわち「教育会章程」は、「各省の議紳、および学堂監督・堂長や紳士は各省および府庁州県に教育会を設立する義務がある」として、地方紳士による教育会の設置を奨励する一方、教育会を「学務公所や教育行政を補助する機関」として位置づけ、その職務を、各種研究会の設置、私立学堂の調査、教育行政機関の諮問に答えることなどに限定した。そして、教育以外の分野に干渉することを厳しく禁止したのである^②。

それでは、湖南における教育会の設立について、その概要を明らかにしておこう。省城に設立することと規定された「教育総会」は、湖南では教育会章程の発布後に組織された。その設立時期は、『湖南教育官報』によれば光緒三三年（一九〇七）四月とされる^③。また、発起人は譚延闓・劉人熙・曾熙ら革新的郷紳を中心とし、教育総会設立の際には中西・南路から二六〇人あまりが集まって、投票によつて劉人熙が会長に、曾熙が副会長に当選した^④。この湖南教育総会に結集したのは、譚延闓・劉人熙ら革新的郷紳のほか、胡元俛・陳澗霖・周家純ら日本留学経験者や彭国鈞・徐特立ら国内学堂卒業者といった、湖南における新たな教育界の中心人物たちであると考えられる^⑤。すなわち、湖南教育総会は教育界人士の結集する場であったといえよう。

ここに、教育界人士は官の教育行政を「補助」する公的機関を有したが、湖南教育総会の成立後、湖南教育総会の名義でなんらかの行動を起こしたことは、史料からはうかがえない。その理由は推測によるしかないが、後述のとおり設立当初より資金繰りが順調ではなかったことが挙げられるほか、呉慶坻が学務公所とくに王先謙に依つて教育行政を実施しており、湖南教育総会が建議する機会を与えられなかったという可能性もあろう。

設立後、いわば鳴かず飛ばずの状態にあつた湖南教育總會にかわり、一省の教育行政が公的に議論された場こそが湖南諮議局である。諮議局とは、清朝による憲政への準備の一環として各省に設立された地方議會で、選挙によって選出された地方紳士が議員となり、省政治に関する議事機関としての役割を担うものであつた。督撫は諮議局の議決に拘束されないなど、その権限には大きな制約があつたが、ともかくも地方紳士は議決という行為を通じて、省を統治する清朝官僚の前に「省民の意志」を表明できたのである。^⑥

光緒三十四年（一九〇八）、諮議局開設の上諭が下ると、湖南では「諮議局籌辦処」が設置され、議員の選挙をはじめとする準備が進められた。これに積極的に参与したのは、立憲体制や地方自治に関心を持つ譚延闓ら革新的郷紳であり、彼らは立憲派としての勢力を確立した。また、教育界人士も立憲運動に呼应し、立憲派の支持基盤となつた。そして、投票選挙によって八二人の諮議局議員が選出されると、譚延闓は湖南諮議局議長に推挙されたのである。こうして、宣統元年（一九〇九）九月一日に第一回湖南諮議局が開会し、五〇日間で三六件の案件が通過した。^⑦

湖南諮議局で審議された案件は、巡撫から提出されたものと、諮議局議員から提出されたものの二種類がある。このうち後者は立憲派、ひいては教育界人士の意見を代弁していると考えられる。教育總會が機能していなかつたと見られる湖南では、教育界人士が官の教育行政に対して公式に意見を表明できたのは、おそらくこれが最初であろう。湖南諮議局の議決案のうち教育行政に関するものも、包括的なものが、「整理湖南全省教育案」^⑧（以下、「整理教育案」）である。

第二節 「整理教育案」に見られる教育界人士の試み

まずは「整理教育案」の全体像を把握することを試みたい。史料中では「整理教育案」の各案件を、教育行政機関の整理、教育経費の計画、小学教育の普及、師範教育の重視、各種学堂の新設、各種教育事業の整理、各学堂費用の調査、の七項目に分類している。それぞれの項目はさらに個別の案件に分かれ、それらを合計すると三七にわたる。【表四（一）】

にその概要を列挙したが、これを見れば明らかのように、ひとつの案件のなかに複数の内容が含まれているものがあるため、分類はやや複雑である。

本稿では三七の案件を、その性質によって便宜的に七種類に分類した。すなわち、教育経費（経費）、既存の組織の整理（整理）、学堂や施設の新設（新設）、既存の組織の人事（人事）、義務教育（義務）、既存の組織の調査（調査）、いづれにも当てはまらないもの（その他）である。「整理教育案」は個別の提案を寄せ集めた体裁をとっており、そこに統一的な方針は明示されてはいない。しかし、諸案件の随所に、光緒三二年以降の官の教育行政に対する教育界人士の問題意識が通底しているのである。よって本節では、教育界人士が官の教育行政に対してどのような問題意識を有していたか、そしてそれを解決するためにどのような具体策を提案したか、という観点から、主要な案件を抽出して考察する。

一、学務公所問題

地方教育行政の実務を担当する学務公所は、いうまでもなく教育界人士に重視された。提学使呉慶坻は学務公所の議長・議紳に湖南紳士を配し、彼らの意見を教育行政に反映させようという体裁を整えたことは前章で触れたが、果たして呉慶坻がどのように学務公所を運営したかまでは明らかではない。ここで教育界人士にとって重要な問題とは、議紳の譚延闓や曾熙ら革新的郷紳が果たして教育行政に参加できていたか、であろう。この問題に即して、番号一の案件を検討する。

番号一の内容は、学務公所職員的人事、会議室の設置、教育官練習所の再開、という三つの要素からなる。このうち教育官練習所については本論の主旨と異なるため考察の対象からははずし、前二者を中心に考察する。前二者の内容は次のとおりである。

学務公所は全省教育行政機関である。章程によると、各課長・副課長・課員は、かつて中学堂以上を卒業し、あるいはかつて師範

を習い、ならびにかつて学堂管理員・教員を経験し、功績を積み重ねた者に担当させる、とされる。また章程によると、議長・議紳は賃金を支給して省城に常駐し、学務に参画すべきだ、とされる。これに従って、学務公所の職員はまさに章程どおりに選ばれ、もって流弊を防ぐべきである。また、まさに会議室を設けて議長・議紳を集め、すでに実施した案件を評議し、実施の方法を討論し、議事録を編成して、決議・実行すべきである。……（略）

まずは前半部分、学務公所職員の人事に関する内容を見よう。これは、呉慶坻による人事が学部の規定どおりではない、という教育界人士の問題意識に基づくものであることは明らかである。ただ、議長・議紳について、現状の何が問題とされているのか、この案件では明らかではない。果たして「賃金を支給」されていないこと、「省城に常駐」していないこと、「学務に参画」していないことのいずれが問題なのであろうか。そこで後半部分、会議室の設置に関する内容を検討する必要がある。

会議室を設置するという提案からは、現状では議長・議紳が集まって会議をする場所や機会がない、という教育界人士の問題意識があることが推測される。また、議事録を編成するという提案は、これまで会議の内容が公開されていないことを思わせる。つまり、議長・議紳に関する教育界人士の問題意識とは、賃金に関するものではなく、議長・議紳が省城に駐在していないか、もしくは教育行政に参与していない、という現状認識に基づくものと見てよい。議長・議紳が教育行政に参与しない理由は、果たして彼らが不熱心だからか、それとも提学使が彼らを教育行政に参与させていないからか、史料からは判然としない。ただ、革新的郷紳が教育行政の参与に熱心であったこと、そして先述のとおり呉慶坻はいつでも王先謙に相談していたということから、これまでの呉慶坻の教育政策は革新的郷紳ひいては教育界人士の関与できないところで決定されていたと推測できよう。以上の考察から、学務公所に関する案件は、官の教育政策決定過程において、議長・議紳とくに教育界人士の意見を公的に取り入れる機会を恒常的に設けることを要求していると考えられるのである。

ここに教育界人士は、官の教育行政に関与しようとする方針をうちだした。ただ、教育政策決定過程における議長・議

表4 「整理湖南全省教育案」および官の見解

(1)「整理湖南全省教育案」

(2)官の見解

一、教育行政機関の整理

番号	概要	分類	官
1	学務公所の職員は章程に照らして選抜する。会議室を設け、議長・議紳の評議の場とする。教育官練習所を再開する。	人事	□
2	官立各校の入学・進学試験は先に各県勸学所・教育分会に通知し、遅延を防ぐ。	その他	○
3	各県学務の責務を勸学所に委任し、公文書は提学使司に直接往来できるようにする。勸学所総董の職は学務専官とする。原有の役所の学田や一切の経費は勸学所の経費に改める。	整理	×
4	すべての府州県が勸学所を組織するよう提学使司が通達する。	新設	○
5	視學員は教育総会が章程に照らして選抜する。調査報告は同会が新聞に掲載する。	人事	×
6	視學員に旅費を充分に支給する。	その他	□
7	省城官立学堂の監督は教育総会が推挙した2名から提学使司が選抜する。監督は兼任不可とする。	人事	×

二、教育経費の計画

番号	概要	分類	官
8	各官立学堂の経費は急用の所から先に支給する。	経費	□
9	民立学堂は運営の成果があるものを調査し、補助金を充分に支給する。	経費	□
10	地方学堂経費は地方自治経費内より多くを支給する。	経費	○
11	督銷徴収時の陋規や祀典に列しない廟宇などの遊資を教育経費に充てる。	経費	○
12	湖南铁路公司のための税金の一部を教育基本金に充てる。	経費	△
13	書院所有の公款・公産は、各県勸学所・自治公所・各郷学堂が経理する。	整理	○

三、小学教育の普及

番号	概要	分類	官
14	義務教育章程を臨時に定め、宣統2年から省城における義務教育普及を開始する。	義務	△
15	初等小学堂の修学年限を4年に統一する。	義務	×
16	小学教員検定は提学使を主任試験官とし、教育総会が立ち会って審査する。	人事	×
17	小学教員に対する優待方法を検討する。	その他	×
18	府州県内の学区を画定する。	義務	△
19	官立小学堂運営のため、各県勸学所は公産の一部を学区補助費として支給する。	経費	○
20	義務教育では貧しい家庭からは学費を徴収せず、徴収する場合も1元以内とする。通学を基本とし、寄宿舎利用者からは費用を徴収する。図書・用品・服装などの費用は自費とする。	経費	○

四、師範教育の重視

番号	概要	分類	官
21	初級師範学堂で師範学科未受講の卒業生は学堂で補習させ、小学堂で数ヶ月の実地練習後に卒業させる。また教育学科を試験し、小学教員の任にたえる者に小学教員証書を発給する。	整理	○
22	三路師範の名称を「第一」「第二」「第三」に改める。	整理	△
23	女子師範学堂を新設する。	新設	□
24	模範小学堂を優級師範学堂に附設する。	新設	△

五、各種学堂の新設

番号	概要	分類	官
25	初等実業学堂を新設する。	新設	□
26	官立実業教員講習所を新設する。	新設	□
27	三路師範に簡易実業教員講習所を附設する。	新設	□
28	実業教育のための各種工場を設立する。	新設	△

六、各種教育事業の整理

番号	概要	分類	官
29	湖南教育総会の経費を拡充させる。	経費	△
30	官立の成徳・景賢・達材の各学堂は運営が有名無実のため、章程通りに運営させる。	整理	△
31	図書館は運営不全のため、新たに章程を設けて整理する。	整理	△
32	民立学堂に校地免租・官地借用許可などの特権を与える。	整理	△
33	勸学所職員・学堂教職員の任期や給料の基準を定める。	整理	○
34	各学堂の授業時間を統一する。	整理	△

七、各学堂費用の調査

番号	概要	分類	官
35	各学堂の不急費用を調査する。	調査	○
36	官立学堂の大規模工事は先に学務公所に設計図を提出し、教育総会と共に審査する。	調査	○
37	学務公所以下、あらゆる教育機関の決算を調査する。	調査	○

(3)官の見解 分類別

	整理	経費	新設	人事	調査	義務	その他	合計
○=可行	3	4	1		3		1	12
△=可行而宜緩行	5	2	2			2		11
□=業経司中照辦		2	4	1			1	8
×=応舍局議	1			3		1	1	6
合計	9	8	7	4	3	3	3	37

注1：(1)の番号・分類は筆者が便宜的につけたもの。

注2：網掛けは本論で言及する案件を示す。

出典：(1)は「整理教育案」より、(2)は「学司按語」より、(3)は(1)・(2)より作成。

紳の参画は、広く教育行政全般におよぶものではあるが、具体的にどのよう参画できるのか、その範囲や権限は漠然としている。このため教育界人士は、自らを教育行政に恒常的に介入させる仕組みを考案した。それこそが、教育行政補助機関として位置づけられた湖南教育総会の権限拡大である。

二、湖南教育総会の位置づけ

先述のとおり、湖南教育総会は光緒三十三年に成立したが、どのような活動を行ったかは明らかではない。そこで、教育界人士が同会をいかに認識していたかを明らかにすべく、番号二九の案件をとりあげる。これは同会への官費補助の増額^⑥を申請する案である。

教育総会は全省教育行政を補助する機関であり、関係するところは重大である。湖南教育総会は成立以来いまだ功績をあげることがなく、まことに遺憾である。現在会場を建築し、規模ははじめて整おうとしている。すみやかに研究所・宣講所や美術・音楽・体育の諸会を開設し、調査員を派遣し、教育公報を編纂し、応用図書を貯蔵し、教育品陳列所や教育成績展覧会を計画して開設するべきである。ただ、いたるところで必要な費用ははなはだ多い。そのため、官費を追加で発給して経常費とし、応用に役立たせるよう請願する。

この案件から読み取れるのは、湖南教育総会の教育行政に対する関係性は「重大」と教育界人士が自己主張していること、そして、成立以来大きな業績がないのを自認していることである。つまり、教育界人士は同会を成立させたものの、それを機能させられなかったと見られる。それでは、今後同会はどのような活動をすべきか。この案件からは、それは研究所・宣講所の設置など、「教育会章程」の規定に沿ったもののみに見える。しかし、教育界人士はその活動範囲や権限を清朝の規定内に留めようとはしなかった。

今後、湖南教育総会がどのように教育行政に関わるべきか。教育界人士による重要な提案こそが番号七、省城官立学堂

監督の人事に関する案件である。学部は、官立学堂の監督の任免権は提学使が有すると規定していた。しかしこの案件は、官立学堂監督の人選過程に、同会による人材の推挙を加えることを提案するのである。番号七の内容は次の通りである。

学堂監督は一校の学務を主宰するため、必ず相当の人を招聘して任用しなければならず、資格（科挙の称号―筆者注）をもつばら論じるべきではない。法政学堂監督が法政を知り、実業学堂監督が実業を知り、師範学堂監督は師範を卒業しているのであれば、

教育宗旨に背くには至らない。そのため、江蘇の成案に倣い、省城官立各学堂の監督に人材が必要なときは、教育総会が二人を公選するので、提学使司が巡撫に申請し、巡撫が決定・任命する（という手順にする―筆者注）ことを請願する。……（略）

ここで引き合い出されている「江蘇の成案」とは、高田氏がすでに分析を加えている、江寧の各学堂の堂長は紳士らの推挙によって選出する、という先例だと思われる。^⑩ 江蘇にこの先例が成立した背景には「学額問題」があった。すなわち、他省人が官立学堂監督に任命されることで他省の学生が江蘇の官立学堂におおぜい入学し、結果として江蘇の学生の定員が減少するという問題である。では、湖南の教育界人士が江蘇と同様の方法で官立学堂監督の人選を行おうとした理由は、果たして学額問題によるものであろうか。それとも、監督のポストを得ることによる物理的・精神的利益という、いわゆる利権争いの問題であらうか。以下、番号七の内容と、前章の三路師範学堂の事例をもとに考察を進める。

番号七における教育界人士の前提とは、学堂の監督は科挙の称号を基準に定めるべきではなく、専門的知識の有無によって定めるべきであり、そうすれば「教育宗旨」に背かない、というものである。教育宗旨とは、清朝の教育目標を明示するために光緒三十二年（一九〇六）発布されたものである。清朝は教育目標として「忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実」の五項目、多賀秋五郎氏の言に従えば、忠君愛国、儒教倫理、公民教育、国防教育、実学教育の重視、を掲げた。^⑪ それでは、教育界人士はこの五項目のうちいずれを重視したかという点と、専門的知識の有無を基準としたことから、実学教育と考えるのが適当であらう。つまり、教育界人士の論法は次のとおりであると考えられる。清朝は教育目的のひとつに実学重視を定めているが、官に任命された官立学堂監督は専門教育を重視していない。清朝の教育目的に沿うためには、専門的知

識を有する者が官立学堂監督となるべきである。その専門的知識を有する者とは教育界人士であり、ひいては彼らが結集する湖南教育總會である。だから、官立学堂監督の人選過程に湖南教育總會の推薦を加えるべきである、と。

しかし、彼らの論法にはいくつかの疑問がある。ひとつは、教育界人士が実学教育を重視しているというのはただの口実にすぎないのではないか、という疑問であり、もうひとつは、官による官立学堂監督の人選は果たしてどのようなであったか、という疑問である。

前者の疑問に答えるため、教育界人士の代表的人物である胡元倬や周家純の事例を見てみよう。胡元倬の教育目的は「中等社会」を養成することであった。そして、来るべき海外との「商戦」に備えることを意識しており、明德学堂の規模も、中学堂から商業科・銀行科などの実業教育へと拡張させた。また、胡元倬と近い関係にある周家純が提唱したのは、女子教育の必要性である。彼らはいずれも利益を度外視し、自らの資産を惜しみなく学堂教育に投資した。⑩彼らの行動からは、教育界人士の教育目標が実学教育の重視にある、というのは単なる口実ではなく、十分な実質をとまつていると考えられる。

次に後者の疑問であるが、「整理教育案」が提出された宣統元年の時点で、どのような人物が官立学堂の監督に任命されていたか、史料不足のためその全容を明らかにすることはできない。ただ、呉慶坻の監督人選基準を推測できる事例がある。それは優級師範学堂監督の劉鉅である。劉鉅は湖南省善化县出身の举人で、江西省星子県の知県代理を勤めていたが、光緒三十二年三月に母が死去し、郷里に帰って喪に服した。本来、宣統元年三月に喪が明けるところを、光緒三十四年春、呉慶坻が優級師範学堂監督に任命した。そして呉慶坻は、劉鉅の学堂制度および学規の制定や学堂経営がすぐれていたと評価し、宣統二年もひきつづき劉鉅を留任させるべく清朝に申請したのである。⑪以上の劉鉅の経歴から、彼は留学経験もなく、専門的な学堂教育を学んだこともないことが明らかである。また、呉慶坻が賞賛したという劉鉅の学堂制度や学規、すなわち優級師範学堂の章程が学生への禁令につとめていることは、藤谷氏が分析するとおりである。⑫ここから、呉慶坻

の監督人選基準は、学堂教育の専門的知識というよりは、あくまで儒教的倫理に基づく学堂統制能力であったことが推測できる。

湖南では光緒新政以降、胡元倬をはじめとする教育界人士によって民立の小中学堂がさかんに設立された。ところが高等学堂・優級師範学堂・高等実業学堂・中等農業学堂・法政学堂といった官立の高等・専門教育機関の運営とくに人事については、教育界人士の関与できない範囲であった。教育界人士にとっては、官に任命される官立学堂監督が専門的知識を有さず、また儒教的倫理に基づく清朝への服属意識を湖南子弟に教育するということは、容認しがたいことであつたといえる。

ここに至つて、前章における三路師範学堂監督の意図も類推することができる。官による優級師範学堂の設立が決定した際、三路師範学堂監督とくに革新的郷紳の劉人熙や曾熙は次のような危惧を抱いたのではなからうか。官立の中等教員養成機関である優級師範学堂は省域に一か所のみ設立され、今後は中学堂や初級師範学堂の教員は優級師範学堂からのみ供給されることになる。この優級師範学堂が輩出するのは、専門的知識よりも清朝への服属意識を植えつけられた教職員であらう。そして、彼らが湖南の各学堂へ赴任し、彼らと同様の湖南子弟を再生産するであらう。ここから、三路師範学堂監督とくに革新的郷紳が優級師範選科を設立しようとした理由とは、官の学堂管理への不信に基づき、中等教員を養成する権限を官が独占するのを防ぐためではなかつたか、と考えられるのである。

以上、教育界人士が官立学堂監督の人事権を掌握しようとした理由を考察した。たしかにその背景に学額問題や利権争いがあるという可能性は否定できず、今後の研究が必要である。ただ、上述の考察からその理由とは、官の「忠君」・「尊孔」の教育行政に対して、実学教育重視という教育目標を達成するためと考えるのが、より適切と思われるのである。ここまで、番号七の案件を検討した。このほかに番号五の案件では、湖南教育総会は省視学の人選にも介入すべきだとする。省視学とは提学使に直属し、省内の各学堂を巡視して提学使に報告する役職^⑭であり、提学使が任命することと規定

されていた。しかし、教育界人士は、「省視学は各地方学堂が合法か否かを調査し、隨時是正する責務がある。適材を得なければ、ただいいかげんで無益なだけでなくかえって損がある」ため、「今後は教育總會が章程に照らして選抜し、巡撫が派遣するよう提学使司に申請する」という手順にすることを提案した。つまり、教育界人士は省視学の専門性を重視し、官立学堂監督と同様、人選過程で湖南教育總會の推薦が必要だとしたのである。

さらに、教育界人士が湖南教育總會に期待した役割とは、人事権の掌握のみではなかった。番号三六の案件を見よう。前章において、提学使呉慶坻が官立学堂の立て直しを図ったことを明らかにしたが、教育界人士からすると、「湖南の各学堂は往々にして莫大な費用を投じることを喜び、外観を飾り立てるが、実に教育とはなほだしく関係がなく、まことに惜しむべき」であった。そのため「今後、各官立学堂でもし大工事を実施する場合は、まず設計図を学務公所に提出すべきであり、教育總會とともに適切かどうかを調査し、総じて無駄やピンハネがないことを是とするように期す」ことを提案した。つまりこの提案は、湖南教育總會が限定的ながら教育財政の管理に介入することを意味するのである。

以上、「整理教育案」の主要な案件を考察した。ここから明らかになったのは次のとおりである。教育界人士は光緒三二年以降の提学使呉慶坻の教育行政に対して、教育政策決定過程や官立学堂の運営に教育界人士の意見が反映される機会がないことに強い問題意識を有していた。そのため教育界人士は、清朝の規定に抵触しない形で彼らの目的を実現するための手段として、学務公所については議長・議紳つまり革新的郷紳が教育政策決定過程に参与するよう規定するほか、湖南教育總會の権限を強化しようとした。すなわち、教育界人士は湖南教育總會を教育専門家集団とみなし、教育行政の補助という役割を超えて、人事や教育財政の面で官の教育行政に介入しようとしたのである。

「整理教育案」が湖南巡撫に提出されると、巡撫は提学使司に各案件を検討するよう通達した。提学使呉慶坻は各案件を審査して意見をまとめ、宣統元年一二月に巡撫に提出した。そして巡撫は呉慶坻の意見書にいくつかの訂正を加えたうえで、湖南諮議局に回答したのである。これが『湖南教育官報』第九期掲載の「学司呉詳覆撫部院遵將奉發諮議局呈資全

省教育議案逐条考核加具按語開摺呈覆文」（以下、「学司按語」）である。

第三節 「学司按語」に見られる官の対応

本節では「学司按語」を用いて、官が教育界人士の要求に対してどのような対応をとったかを考察する。

まずは「学司按語」の成立過程を明らかにする必要がある。果たして呉慶坻は見解をまとめるにあたって誰から意見を募ったか。彼は巡撫から「整理教育案」の検討を命じられると、「学務公所の職員らとともに研究する一方、議案を印刷して議長・議紳・官立学堂の監督および堂長に送つてともに審査し、さらに提学使司が衆議を集めた」という。ここから、呉慶坻が湖南紳士から広く意見を募ったように思えるが、注意すべきは、省城民立学堂の監督や湖南教育総会はその対象となっていないことである。これは、「整理教育案」が教育界人士の発案であることに由来していると思われる。ここから、呉慶坻が意見を募ったという「議紳」のうち、革新的郷紳の譚延闓や曾熙もまた除外されていると考えられる。つまり、呉慶坻が意見を募ったのは王先謙ら保守的郷紳や呉慶坻の任命した官立学堂監督であり、いずれも官に密着した人物であったといえよう。ここに、「整理教育案」をめぐる図式が、官・保守的郷紳対教育界人士であることを再確認できる。

次に、「整理教育案」に対する呉慶坻の姿勢はどのようなものか。彼は、「このたび提出された議案は、大綱を分け細目を列挙して適切に説明されており、郷里を愛する情にもとづき、文明を発達させようという願いを希望しないものはない」と評価する。そのうえで、「教育の要点は統一にあり」と湖南のみが独自の慣例をつくることを戒め、「本司は教育行政衙門であり、事に遇えばおのずから学部の章程を遵守すべきである。いやしくも議案中に列挙されている条目は、学部の章程と抵触するところがある。提案者はおの理由があるとはいえ、官にある者はどうして敢えて軽々しく章程や制度を変更できようか」と、あくまで学部の章程を遵守することを第一とするのである。

それでは、「学司按語」の全体像を概観しよう。呉慶坻は「整理教育案」の各案件に対して、まず大枠として四種類の見解を示し、その後に意見を附している。大枠の四種類とは、「可行」（実施すべし）、「可行而宜緩行」（実施すべきだがしばらく延期すべし）、「司中久経照辦、与局議相合」（提学使司ですでに運営しており、諮議局の案件と合致している）、「与部章不合、応舍局議」（学部の章程と合わないため、諮議局の案件を却下すべし）である。各案件に対する配分は【表四（一）（三）】のとおりである。^⑭これによつて官の意見の全体的な傾向を見よう。

まず、経費・調査に関する案件はその多くに肯定的な意見を附している。次に、新設に関してはたいていがすでに提学使司で立案済みであるという。そして、整理に関しては実施延期とするものが多くを占めるが、これらはいずれも、章程の内容や整理の方針を再検討する必要があるとしただけで、実施そのものを否定してはいない。つまり官は、整理・経費・新設・調査の各案件に対して、頭ごなしに否定するのではなく、協調的に対応する姿勢を見せていることがうかがえる。^⑮

一方、官が肯定できなかったものが、人事および義務教育に関する内容である。義務教育に関する分析はここでは割愛せざるを得ないが、教育界人士は学部の年次計画^⑯に先がけて義務教育の普及を実施しようとし（番号一四）、また義務教育の年限を江蘇教育総会の議決にならつて四年に統一しようともくろんでいた（番号一五）。しかし、官はあくまで学部の章程を遵守するよう、教育界人士の動きを押し止めているのである。

それでは、前節で考察した教育界人士の要求に対して、官はどのような対応をとつたか。以下に詳しく考察したい。

番号一、学務公所の運営に対する呉慶坻の返答は次のとおりである。彼はまず、職員の人選は提学使がその権限を有することを章程を引用しながら確認し、その人選はすべて基準通りであるため問題なしとする。そして、議長・議紳については次のように言う。

議長・議紳については、章程どおりに手当を支給しており、議長は毎月銀二百両、議紳は四人に各五〇両を支払い、各省学務にと

つて贊助して画策するのに大変役立つ。ただ、議事室の名目は学部の章程にないところである。私は学務公所を開設する際、ロビーの後方に別に一室を設け、左右の部屋に分けた。左側は提学使が事務をする部屋、右側は議長・議紳が議事や休憩をする部屋であり、別に議事室を設けていないとはいえ、すでに会議の場所となっている。学務の議決や発行の件については、おおむね公文書や書類があり、別に議事録を編成する必要はないように思える。……（略）

すなわち、議長と議紳には給料を支給していること、会議室はすでに同様のものがあること、議事録は別に公文書があること、これらをすでに実施しているため、「諮議局の案件と合致する」と判断しているのである。しかし、これは教育界人士の論点、すなわち議長・議紳の省城常駐による学務参加、会議室を設けることによる会議の実施、議事録の編成による会議内容の公開、のいずれに対しても回答しないか否定していることは明らかである。このように、学務公所に対する案件に対し、官は実質的に教育界人士の要求をしりぞけ、学務公所の運営を変更することを認めなかったのである。

次に、湖南教育総会の権限強化に関する案件への対応を検討するが、その前に、そもそも呉慶坻は湖南教育総会をどのような組織と認識していたかを、番号二九すなわち官費補助額の増加に対する回答から読みとってみよう。呉慶坻は「教育会章程」に依拠しつつ、教育総会は紳民の会費で運営するべきであり、章程にも官費補助の規定がないことを指摘する。ただ、「教育総会は全省の教育事宜を補助する」ために官の教育行政との関係は「較重」（やや重要）としたうえで、現在は財政事情が苦しいため、やや余裕ができたら追加を検討する、と回答した。すなわち、教育界人士が湖南教育総会の全省教育補助に対する関係は「重大」と自負したのに対して、呉慶坻の評価はそれほど高くはないと言わざるを得ない。彼の湖南教育総会への評価が高くはない理由については後に考察する。

では、湖南教育総会の権限強化に関する案件への対応はどうか。結論から言えば、呉慶坻はいずれに対しても、諮議局の案件を棄却したのである。彼の反論の骨子は、学部が定めた提学使の権限に抵触するというものであった。以下、各案件を詳しく見ていこう。

まず、番号七、官立学堂監督の人事については、次のように言う。「教育会章程には、(教育会が―筆者注)責任を持つて官立学堂監督を選挙するという明文はない」うえに、「湖南の官立各校で人選が必要なときは、これまで提学使司がひろく教育界の輿論を採用し、議長・議紳とともに相談して」決定しているため、教育界人士が提案する「専ら教育会が選挙した者と比べて、もつとも公平妥当である」と。つまり吳慶坻は、官が人選の際に参考とする「教育界の輿論」や議長・議紳の意見は湖南紳士の総意を広く反映するが、教育総会の推薦は湖南紳士の総意というには意見に偏りがある、とみなしたのである。たしかに湖南教育総会は教育界人士が集結する教育専門家集団ではあったが、それには保守的郷紳などが含まれない。さらに先述の湖南教育総会の設立時、選挙に参加した者は二六〇人であったが、これは当時の湖南における教職員数からしても一割に満たなかった。¹⁰ここから、吳慶坻の湖南教育総会に対する評価が高くないのは、湖南教育総会は湖南の教育にたずさわる者すべてを代表しているわけではない、という認識に基づいていることがわかる。吳慶坻からみると、湖南教育総会が教育行政に関与できる正当性はなかったのである。

次に、番号五、省視学の人選についても同様である。省視学の人選は学部の規定どおり提学使が定めるべきであり、「省視学は(教育行政との―筆者注)関係が非常に大きいため、必ず慎重に入選すべきで、提学使司の責任に帰すところである。まさに常に考察して、力量の及ばない者がいたら、そのつど更迭を申請し、有害無益の弊を免れるべきである」と、教育総会に人選をさせることはできないとする。

そして、番号三六、官立学堂工事の監視については、吳慶坻は「可行」としているが、彼が同意しているのは、官立学堂の工事における経費の無駄遣いをなくすこと、そして工事の前には設計図を審査することに対してのみであった。それでは、湖南教育総会が審査に加わることに對してはというと、「工事の規模の大小は、まさに経費が豊かであるかどうかを見て判断するべきであり、この分野の支配や判断は、やはり本司が督撫に申請し、責任を持って審査決定するべきである」と、あくまで教育総会の関与を排除したのである。

以上、学務公所の運営や湖南教育総会の権限拡大についての官の対応を考察した。たしかに議決案全体に目をむけると、決して少なくない案件に対して、官は教育界人士に合意や妥協の姿勢を見せている。しかし、教育界人士が提学使の教育行政に抱いてきた問題意識や、実学教育重視という教育目標の達成という論点からいえば、官と教育界人士の間には合意が見られないことが明らかとなった。官はあくまでも学部の章程に依拠し、清朝体制護持のために忠君・尊孔を主体とする教育行政を主導しようとしたのである。また、官と教育界人士の間で、湖南教育総会に対する認識の相違があったことも明らかとなった。教育界人士は湖南教育総会を教育専門家集団とみなし、学堂教育の中心的存在と考えた。これに対して官は、湖南教育総会は学堂教育にたずさわる者すべてを代表しているわけではないという認識に基づき、教育行政における湖南教育総会の関与を排除したのである。

ここに、湖南教育界人士が官の教育行政に介入しようとする試みは挫折したのであった。

- ① 高田幸男「清末地域社会における教育行政機構の形成——蘇・浙・皖三省各庁州県の場合——」『東洋学報』第七五卷第一・二号、一九九三年。
- ② 「奏定各省教育会章程摺」（『清末編』、四三〇―四三三頁）。江蘇では、教育会章程の発布以前、張謇らを中心に「江蘇学務総会」が設立され、自らを教育立法機関として位置づけようとしたが、同章程発布後は、地方の調査や各種研究会の設置などにその職務を限定させていったという。はじめに注④高田論文一九九八年。
- ③ 「湖南教育官報」第二期。「湖南教育官報」は、湖南学務公所編纂、第一期から第五期（光緒三十四年―宣統二年）まで刊行、湖南省図書館所蔵。まさしく吳慶坻の提学使在任中に発行された教育関係の官報であり、清末湖南における提学使の教育行政を明らかにするうえで極めて重要な史料である。本史料を用いたさらなる研究は後の課題としたい。
- ④ 湖南省教育会編『湖南省教育会四年概況』（同会、一九一五年、湖南省図書館所蔵）、本会成立之歴史。
- ⑤ はじめに注⑦拙稿。
- ⑥ はじめに注⑧曾田論文。
- ⑦ 第一章注⑤張朋園書、第三章第二節。
- ⑧ 湖南諮議局輯『湖南諮議局議決案』（宣統年間刊、上海圖書館所蔵）。宣統元年九月一日から一〇月一〇日まで開会された第一回湖南諮議局の議決案が収録されている。
- ⑨ 湖南教育総会は設立当初より、年間二四〇〇元の官費補助を受けていた。「湖南財政説明書」巻十、教育総会経費。
- ⑩ はじめに注④高田論文一九九八年および同二〇〇二年。
- ⑪ 「学部奏請教育宗旨摺」（『清末編』、六三四―六三五頁）。なお、教育宗旨の概要については、『清末編』、解説六一―六三頁を参照。
- ⑫ 曾田三郎「清末における「商戦」論の展開と商務局の設置」『アジ

ア研究」第三八卷第一号、一九九一年。また、胡元俛らについては、はじめに注⑦拙稿。

⑬ 「湖南巡撫岑春煇奏請將前景德鎮同治劉鉅留籍充師範學堂監督片」

『政治官報』八三九、宣統二年正月三日。

⑭ はじめに注⑤藤谷論文。

⑮ 「奏定各省學務官制辦事權限並勸學所章程摺」(前掲)。

⑯ 巡撫に提出した吳慶坻の見解は、○一一、△一一、□九、×六であり、「學司按語」は巡撫の修正を経たものと見られるが、どの案件が

どのように修正を受けたかは不明である。

⑰ ただ、冒頭では「可行」とされていても、官が肯定しているのはその案件中のごく一部に対してではない場合があることに注意を要す

おわりに

湖南教育界人士にとって、湖南諮議局の議決案は一省内での変革を論じる試みであったが、結果として彼らはその限界を知ることになった。ここで他省の動向に言及しておく、たとえば湖北や江蘇の諮議局でも、学務公所の運営問題をはじめとする教育関係の議案が議決されており、官と教育界人士との問題意識のずれを見いだせる。①全国的な傾向については今後の研究が必要であるが、ともかくも光緒三十二年以降の各省提学使による教育行政、とくに学堂管理強化を主体とするそれに対する問題意識を背景として、各省教育界人士は全省教育總會連合会に結集し、学部に対して働きかけていったと考えられる。

最後に、今後の展望を述べておこう。湖南に視点を戻すと、結局のところ湖南人が教育行政長官となって一省の教育行政を主管できるようになるのは、辛亥革命後のことである。すなわち、清朝の崩壊により譚延闓が湖南省政府のトップに就任するほか、教育界人士の多くも政界へと流れていく。これにともない、教育界は専門的教職員集団としてより一層分

る。

⑱ 「学部奏報分年籌備事宜摺」(清末編)、六〇三―六〇四頁。これによると、義務教育章程の発布ならびに試行は宣統七年から八年にかけてのことと計画されていた。

⑲ 「第一次教育統計図表」(前掲)によると、光緒三十三年当時、湖南省の教職員数は合計三三四七人である。また、全国的な傾向として、清末期の教職員の多くは儒学的知識しか持たない生員・舉人層であった。たとえば、はじめに注②阿部洋書、第一章第三節は、奉天省を事例に、宣統元年(一九〇九)の小学堂教員の半数近くから七割が旧私塾の教師出身者であったことを解明している。

化するが、果たして教育界が一枚岩であったかという点、それは疑わしいと言わざるを得ない。なぜなら、国内学堂卒業生が増加するにしたがい、教育界人士のなかにも胡元傑ら民立学堂グループのほかにも新たな「派閥」が形成されていくとみられるからである。

そして、民国期に彼ら教育界人士が結集した主要な場のひとつが、湖南省教育会（湖南教育總會が民国期に改組）である。清末から民国期にかけての地方教育会は、近年來重視されているテーマである。果たして民国期の湖南省教育会はどのような人々によって構成され、それは清末期とどのように変化したか、また湖南省教育会が一省の教育行政にどのような位置づけを与えられ、地方教育行政にどのように参与したか、などの問題については今後考察を深めたい。

① 湖北諮議局の教育関係議決案については、吳劍本主編『湖北諮議局

文献資料彙編』（武漢大学出版社、一九九一年）、一二五―一七一頁。

江蘇諮議局の教育関係議決案については、江蘇諮議局辦事処輯『江蘇

諮議局第一年度報告書』第一冊（江蘇諮議局排印、宣統年間刊、京都

大学人文科学研究所蔵）、「学務公所整頓事宜請飭阿提學使案」お

よび「規画全省教育案」（ともに十月四日會議議決）。

（大阪産業大学教養部非常勤講師）

fore the contracts of submission and gradually expanded this power and authority towards the end of 13th century. Even so, the process does not appear to have been an entirely one-sided initiative on the part of the monarchy, but was also the result of selection by Icelanders themselves. Accordingly, we can consider the situation of 13th century Iceland as developing through interaction with the Norwegian monarchy, and inherent within the shift toward submission was a gradual transformation in the peacemaking system.

On the State of Local Educational Administration in
Changsha, Hunan during the Late Qing:
With a Special Focus on the Opposition between
Commissioner of Education Wu Qingchi and Educational Reformers

by

MIYAHARA Yoshiaki

This article is an attempt to clarify the special character of the modernization of Chinese education by taking Changsha in Hunan as the object of study and examining the opposition of the governor 官 and gentry 紳 over local educational administrative policy in the years between 1906 and 1909 (from the 32nd year of the Guangxu 光緒 era to the first year of Xuantong 宣統 era.)

The fundamental stance of Wu Qingchi 吳慶坻, the educational commissioner 提学使 in Hunan was grounded in Confucian ethics with the aim of faithfully maintaining the Qing system. Wu Qingchi appointed the reformists Tan Yankai 譚延闓 and Zeng Xi 曾熙 and the conservatives Zhao Qilin 趙啓霖 and Feng Xiren 馮錫仁 to the provincial office of education 学務公所 as provincial educational advisors 議紳 in order to broadly reflect the range of opinions of the people of Hunan on educational administrative policy. In addition, he appointed Wang Xianqian 王先謙, a conservative member of the gentry who had great influence on the Hunan gentry, chief advisor 議長 of provincial education in order to rein in the reformists. Armed with this array of officials in the provincial office, Wu Qingchi strengthened his management of the public and private schools of the province.

The educational reformists were conscious of the problem that their opinions were neither reflected in the decision making process on educational policy nor in

the operation of the public schools in the educational administrative policy of the provincial educational commissioner Wu Qingchi after 1906. For this reason, the reformers sought to take measures that did not conflict with Qing dynasty restrictions in order to achieve their ends and proposed bills concerned with education in the provincial assembly 諮議局 that opened in 1909. The bills proposed that the chief educational advisor and the provincial educational advisors, i.e. the reformist gentry, take an active part in the decision making process on educational policy and that the authority of the Hunan General Association of Education 湖南教育總會 be strengthened. The reformists viewed the General Association of Education as a body of experts on educational issues and hoped that the association would function as more than a mere prop for educational administration and would instead intervene positively in the governor's administration of education.

In response to these bills, the governor was in fundamental agreement with the reformers and displayed willingness to compromise. However, the reformers remained conscious of the problems in provincial commissioner's educational administration, and in regard to the question of attaining the educational goal of emphasizing practical education, there was no agreement reached between the educational reformers and the governor. For his part, the governor relied on the regulations of the Ministry of Education and advocated an educational administrative policy that centered on loyalty to rulers and respect for Confucianism in order to protect the Qing system. Moreover, it became clear that there was a difference of opinion between the governor and the reformists in regard to the Hunan General Association of Education. The reformers saw the Association as group of educational specialists and considered its role as central to the public schools. In contrast, the governor sought to eliminate the Association from involvement in educational administration on the grounds that it did not represent all of those involved in the public schools. In this way the attempt of the educational reformers to intervene in the governor's educational administration failed.